

まちの 民生委員・児童委員 のご紹介

平成25年12月1日付けで民生委員・児童委員(主任児童委員4名を含む)が、全国で一斉に改選されました。民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神のもと地域の身近な相談役として、福祉活動に取り組んでいますのでお気軽に声を掛けてください。

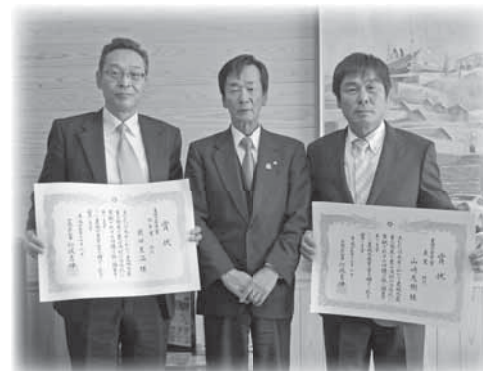
日高川町においても今回の改選により、次の54名の方々が厚生労働大臣から委嘱を受けましたのでご紹介します。任期は、平成28年11月30日までの3年間です。(敬称略)

氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区
藪 すみよ	中津川	花光 久夫	江 川	朝間つる代	上越方・下越方
上山 将一	千津川	谷 里美	和 佐	朝間 富子	浅 間・打 尾
木寺 康雄	鐘 巻	山本美知代	和 佐	寒川美千代	下村・上ノ段・友瀨
鳥居 守	土 生	松本 良美	松 瀬	滝口 利恵	滝 頭・愛 口
山田 美幸	小 熊	山本 伸樹	坂 本・岡 本	林 喜美子	平・笠 松
森本 和男	小 熊	片山しのぶ	小津茂・下滝本	西原 由武	猪谷・串本・妹尾・初湯川
伊奈 寛雄	小 熊	井原 康夫	上滝本	中島知久平	上初湯川
田淵セイ子	小 熊	山下 清美	西原・西本郷・伊佐の川	井原 雅子	李・愛 川
坂本 明男	入 野	村上 隆幸	東本郷・尾曾・中木	中尾 町子	皆 瀬
井口 秀作	若 野	西川 良子	広瀬・高津尾川	元峯 初美	阿田木・弥 谷
豊嶋 英雄	玄 子	中村貴江子	姉子・三十井川	幡川 芳恵	土居秋葉・土居梅原・宮平・小川
太田 高子	早 藤・蛇 尾	竹内 善則	三十木・原日浦・平岩	鈴木 智子	西ノ川・高野・船原
垣内 茂夫	平 川	原見 吉喜	佐 井・大 又	三木 捷子	中村・朔日・滝ノ上・長志
東田 敏正	三百瀬・伊藤川・藤野川	原 政子	坂野川・老 星	西 美行	下板・上板・小藪川
中裏ひずる	山 野	小早川静子	三 佐	田中 博子	主任児童委員
宮本 和幸	市 川	中家 光代	田 尻・小釜本	玉置 陽子	主任児童委員
小山 治	大滝川・三津ノ川	市木 山勇	下田原・上田原	原 純樹	主任児童委員
下垣 繁男	江 川	井原ひとみ	川原河	三木 典子	主任児童委員

平成25年度 和歌山県農林水産業賞受賞 おめでとうございます

山崎 茂樹氏(土生)

30年以上前からハウス栽培にとりくむなど経営改善、作業効率の向上などを旨とした農業経営を実践し、日高川町農業士会会長等の要職を務めるなど、地域農業の振興に貢献されました。



前田 豊温氏(日高川漁業協同組合)

日高川漁業協同組合参事として、稚アユの汲み上げ放流を長年行うなど、内水面資源の保護増殖と河川環境保全に積極的に取り組み、台風12号により被害を受けた施設をいち早く再開させ内水面漁業の復興に貢献されました。

～新成人のみなさまへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような”万が一”の事態に備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう!

■国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの?

役場住民課(各支所、地域振興課及び出張所)または年金事務所まで直接お手続きください。

■毎月の保険料はいくら?

国民年金保険料(定額)は月額15,040円(平成25年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

■納付方法は?

納付書と口座振替があり、口座振替は窓口での現金納付に比べて便利でお得です。詳しくは年金事務所(☎0739-24-0432)にお問合せください。

■払うのが困難なときはどうすればいいの?

若年者納付猶予制度や学生納付特例制度*などの保険料猶予制度を利用することができます。手続きは役場住民課(各支所、地域振興課及び出張所)または年金事務所で行ってください。

*この制度のポイント

- ①一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて免除対象となるかの判定をしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高く、一般の保険料免除の対象とならない20歳代の方でも、これらの制度で対象となる場合があります。
※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。
- ②制度の対象で利用期間中にケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(子のある妻又は子)の方は遺族基礎年金を受けることができます。
※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。
- ③制度の利用を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。これらの期間の保険料は、10年以内(例:平成25年4月分は平成35年4月まで)であれば古い期間から順番に納付していただけるようになっています(追納制度)。
※追納制度は、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予等の承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701



— 高齢者見守りシステム運用開始 —

平成26年1月から高齢者見守りシステムの運用を開始します。

高齢者見守りシステムとは、人感センサーを活用した機能により、遠くで暮らす家族や親族に安否情報を届けることができ、緊急時にはボタン通報機によりコールセンターに連絡をするというシステムです。これにより独り暮らしの高齢者の不安を解消し、日常生活のサポート体制を充実させるものです。

- ①送信機(MIX-LAN)
- ②ボタン通報器(押すだけボタン)
- ③人感センサー



— イメージ図 —



☆機器設置等詳細につきましては下記までお問合せください。

- ◇保健福祉課 ☎22-9041
- ◇中津地域振興課 ☎54-0321
- ◇美山地域振興課 ☎56-0321

